

7-4 経費回収率の向上に向けたロードマップの策定

ロードマップとは、経費回収率の向上に向けた収支構造の適正化に係る具体的取組及び実施予定時期を記載したものです。

国交省所管事業については、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、経費回収率の向上に向けたロードマップ（以下、「ロードマップ」という。）を策定することが交付要件となっています。

令和2年7月22日の国交省の事務連絡では、以下の1)2)いずれかに該当する場合は、**公共と特環**の社会資本整備総合交付金の重点配分の対象から外れることとなった。

1)ロードマップに定めた業績目標を達成できない場合。→**業績目標達成が必要。**

2)令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/m³未満であり^{注1)}、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定^{注2)}を行っていない場合。

→**公共と特環は使用料単価(本体)が150円/m³以上のため、重点配分から外れない。**

参照：表3.3 使用料単価

注1) 150円は、本体価格。※令和2年7月22日の事務連絡の2枚目フローチャートによる

注2) 消費税改定を除く。 ※令和2年7月22日の事務連絡の3枚目下から2行目による

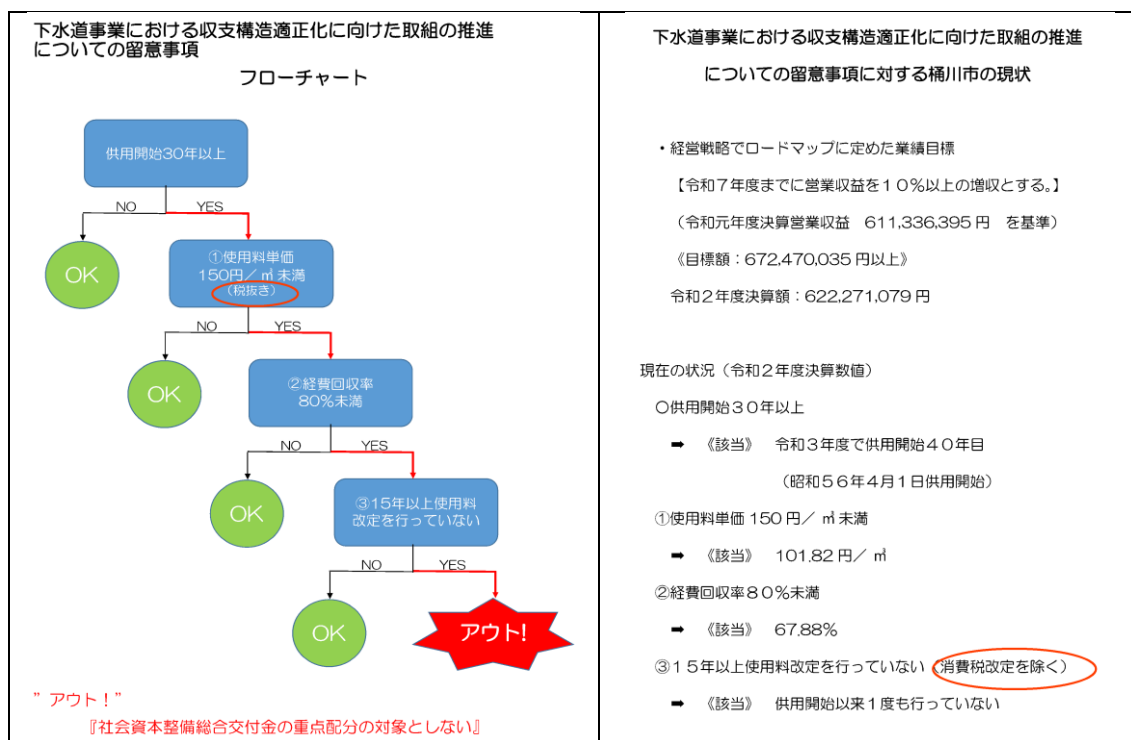


図7.1 注1)の根拠

図7.2 注2)の根拠

経費回収率の向上に向けたロードマップを以下に示します。

経費回収率向上に向けたロードマップ(案) 公共下水道事業

区分	実績					計画・目標											
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
経営健全化に関する定量的な業績指標及び目標年限																	
経費回収率 の向上	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
												経費回収率の90%以上達成					
	119.7%	128.8%	128.9%	80.2%	105.8%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	
取組内容	本市では健全な事業運営継続に向けた取組みの一環として、平成26年度に下水道使用料の改定を実施し、平成27年度から経費回収率100%を達成し、現在に至っています。今後は、物価上昇等を考慮し90%以上達成を目標とします。																

経費回収率向上に向けたロードマップ(案) 特定環境保全公共下水道事業

区分	実績					計画・目標											
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
経営健全化に関する定量的な業績指標及び目標年限																	
経費回収率 の向上	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
												経費回収率の90%以上達成					
	164.5%	124.8%	141.1%	99.5%	155.3%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	
取組内容	本市では健全な事業運営継続に向けた取組みの一環として、平成26年度に下水道使用料の改定を実施し、平成29年度から経費回収率100%を達成し、現在に至っています。今後は、物価上昇等を考慮し90%以上達成を目標とします。																

区分	実績					計画・目標											
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
収支構造の改善の要否等についての定期的な検証・見直し																	
経営戦略 計画期間	前期(H29～R3)		後期(R4～R8)														
							見直し計画（R8～R17）										
経営戦略策定 ・改定						改定					改定						
取組内容	本市では平成28年度に平成29年度から平成38年度（令和8年度）までの10年間を計画期間とする経営戦略を策定しました。 計画期間を令和8年度から令和17年度の10年間とする見直し計画に改定を行います。																

図 7.3 経費回収率の向上に向けたロードマップ